

# 平成27年度 飲酒運転撲滅強化旬間 実施要綱

## 1 目的

飲酒運転は、正常な判断を狂わせ、重大な事故を起こしかねない極めて危険で悪質な犯罪です。昨年度の県内における飲酒運転の検挙件数は295件と、前年より267件減少し、また、飲酒運転による交通事故も20件と前年より18件減少、死亡事故も1件と前年より1件減少しておりますが、悪質・危険な飲酒運転は後を絶たない状況です。

飲酒運転撲滅の広報啓発を強化することにより、広く県民に「飲酒運転をしない、させない、許さない」意識の浸透を図り、もって飲酒運転を撲滅することを目的とします。

## 2 期間

6月1日（月）～6月10日（水）

## 3 重点

- 飲酒運転は絶対に「しない、させない、許さない」意識の徹底
- 家庭、職場、地域から飲酒運転者を出さない広報啓発の推進

## 4 全機関・団体の具体的推進事項

### (1) 推進体制の確立

- 地域（地区・市町村等）における飲酒運転撲滅推進会議等の開催
- 飲酒運転撲滅強化旬間推進計画の策定

### (2) 具体的推進対策

#### ① 広報啓発活動の強化

- 県下一斉広報日の設定による広報
  - ・ チラシ配布、ラジオ、社内・店内放送、街頭立哨、広報車等による広報
- 様々な手法による広報啓発
  - ・ テレビ、新聞等による広報
  - ・ 広報紙・ホームページ、回覧板、掲示板、会報、連絡文書等へのスローガン及び罰則・社会的制裁等の掲載
  - ・ 会議、会合等での一言声かけによる広報

#### ② 職場における指導、呼びかけの徹底

- 朝礼等での「職場から飲酒運転者を出さない」呼びかけの徹底
- 「飲酒運転をしない、させない、許さない」宣言等の作成による意識づけの徹底

#### ③ 世帯訪問等による呼びかけ

- 「家族から飲酒運転者を出さない」呼びかけの促進

#### ④ 街頭指導活動

- 通勤時の街頭での啓発活動
- 飲食店、酒販店等へのポスター・チラシ配布等を含む地域全体での啓発活動

#### ⑤ 飲食店、酒販店等の酒類提供者側の客等に対する啓発

- 飲酒運転の罰則等の広報啓発
- 飲酒運転防止策（ハンドルキーパー運動、公共交通機関、タクシー、代行車、宿泊施設などの利用）の促進

#### ⑥ 取締りの推進

- 飲酒運転取締りの強化
- 運転者及び車両・酒類を提供した者や同乗者に対する厳正な取締り



主唱：山形県交通安全対策協議会

5 県下一斉広報日

6月1日（月）、6月5日（金）

6 広報案文（例）、広報紙等掲載（例）

飲酒運転は重大な事故を起こしかねない“悪質な犯罪”です。

飲酒運転は、危険な行為であるばかりでなく、事故の相手とその家族、自分や自分の家族にも悲惨な結果をもたらします。

飲酒運転は絶対に「しない、させない、許さない」を徹底し、みんなで飲酒運転をなくしましょう。

飲酒運転撲滅強化旬間 実施中

**「飲酒運転を**

**しない！ させない！ 許さない！」**

**「飲酒運転撲滅強化旬間」 実施中！！**

〇〇〇は飲酒運転撲滅運動に参加しています。

**「飲酒運転を**

**しない！ させない！ 許さない！」**

**「飲酒運転撲滅強化旬間」**

**実施中**

〇〇〇は飲酒運転撲滅運動に参加しています。